

忘れずに受けましょう 狂犬病予防注射

- ❖料金
- ①すでに登録している場合
3,000円（注射料金）
 - ②新規に登録する場合
6,000円（注射料金+登録料3,000円）



犬の飼い主には、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。日程内ならどこでも受けられますので、都合のよい場所で受けましょう。登録済みの人は、3月下旬にお送りする案内はがきを持参してください。

- ❖注意事項
- ・首輪をして、ふん便の始末袋を用意してください。
 - ・持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院でも受けることができます。
 - ・犬を押さえることができる人が連れてきてください。
 - ・登録内容に変更（犬の死亡・飼主の変更・住所変更など）がある場合は、必ず事前に町民課へご連絡ください。



❖狂犬病予防集合注射日程

4/5 火 岡田校区		4/6 水 松前校区		4/7 木 北伊予校区	
9:00～9:20	大間教深寺前	9:00～9:15	南黒田公民館前	9:00～9:30	中川原公民館前
9:25～9:50	上高柳集会所前	9:25～9:50	北黒田公民館前	9:40～10:00	徳丸集会所前
10:00～10:20	恵久美集会所前	10:00～10:15	西公民館前	10:10～10:25	出作集会所前
10:30～10:50	北公民館前	10:25～10:40	新立住吉神社前	10:35～10:55	東公民館前
11:00～11:20	西高柳集会所前	10:50～11:20	松前公園老人広場	11:05～11:20	鶴吉公民館前
13:20～13:40	北川原集会所前	13:20～13:45	松前駅前	13:20～13:35	永田公民館前
13:50～14:05	塩屋集会所前	13:55～14:10	本村えびす神社前	13:40～13:55	横田公民館前
14:15～14:40	西古泉公民館前	14:20～14:40	古城幼稚園前	14:00～14:15	大溝公民館前
町民課生活環境係 ☎985-4117				14:20～14:40	東古泉公民館前

松前の防災力 緊急避難場所が増えました

総務課危機管理係 ☎985-4103

1月25日、役場で「災害時等における緊急避難場所としての施設使用に関する協定」が締結され、災害時などの近隣住民の緊急避難場所として、役場前に立地する「グランフィールド松前町舎前」が指定されました。

この施設の所有者は高野昭子さん＝宗意原＝です。「近隣住民の人の役に立てれば」という思いから、宗意原自主防災会（灘野保・前会長）に相談し、今回の締結に至りました。

通常時は住民の皆さんが生活するマンションですが、災害時などは誰もが出入りできるように、セキュリティの対応を行います。施設には緊急避難場所を知らせる看板を設置していますので、目印にしてください。



グランフィールド
④正面 ⑤屋上
役場のすぐ前に立地している

公的な身分証明となる マイナンバーカードの 受け取りが始まっています



マイナンバーカードの受け取りは、本人確認が必要で、手続きにも時間がかかるため、あらかじめ日時と場所を指定し、本人に交付しています。

- ▶日時・場所 交付通知書に同封している案内文書で確認してください。
- ▶持参するもの 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人）、印鑑（シャチハタ不可）
※ 法定代理人や成年後見人は、代理権の確認できる書類
- ▶日時の変更 指定された日時に受け取りが難しい場合は、町民課住民係（☎985-4105・4106）に、月曜日から金曜日（祝日除く）の9時～17時の間に電話してください。
- ▶その他 病気や障がいなど、やむを得ない理由で本人の受け取りが難しい場合、代理人に委任できます。詳しくは、案内文書で確認するか、お問い合わせください。



2月1日、本町で第1号となる松原可憐ちゃんのマイナンバーカードを発行。役場で交付式を行いました。

本人確認書類について

- ① 次のうち1点（顔写真が付いているもの）
住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の交付日）、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者福祉保健手帳、療育手帳、在留カードなど
- ② 上の①の書類を持っていない場合
「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された町長が認めるものを2点
(例) 健康保険証、年金手帳、介護保険証

役場の手続きなどで マイナンバーカードが活躍します

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の一部の事務でマイナンバーを利用しています。マイナンバーの記入が必要な書類を提出するときは、なりすましの不正を防止するため、マイナンバー確認と本人確認を行います。

▶マイナンバー確認・本人確認方法

	マイナンバー確認	本人確認
マイナンバーカードを持っている場合	マイナンバーカード	
マイナンバーカードを持っていない場合	「通知カード」か「マイナンバーが記載されている住民票写し」	右上に記載されている「本人確認書類について」の書類

※代理人の場合は別途書類が必要です。

マイナンバーカードを利用することで、マイナンバー確認と本人確認を同時にすることができます。

▶マイナンバーが必要となる 手続きの例

- 福祉課**
▷障がい福祉サービス・手帳の申請▷児童手当・児童扶養手当の新規認定請求など
- 健康課**
▷母子健康手帳・予防接種手帳の交付申請▷低体重児出生届など
- まちづくり課**
町営住宅の入居申込・同居承認申請・入居承認申請、収入申告など
- 税務課**
▷固定資産税・軽自動車税の減免▷償却資産の申告▷相続人代表者指定届の提出など
- 保険課**
国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に関する申請など

※この他の手続きでも、マイナンバーが必要な場合があります。

マイナンバーカードの申請について詳しくは、町民課住民係（☎985-4105・4106）にお問い合わせください。

廃車・名義変更などが必要な人はお早めに 軽自動車税の税額が変わります

平成28年度から、軽自動車と小型の普通自動車の税負担水準格差の見直し、車両の環境性能などに応じた課税などを目的として、軽自動車税の税額が変わります。改正後の税額は、次の通りです。最初の新規検査をした年月日は、自動車検査証で確認することができます。

●税務課 町民税係
☎ 985-4110

車両区分	年税額	
	27年度まで	28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50cc超90cc以下	1,200円
	90cc超125cc以下	1,600円
	ミニカー	2,500円
軽二輪車(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他車両	4,700円

▶軽自動車

三輪・四輪以上の車両で、27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両は税額が引き上げられ(新税額)、27年3月31日までに同検査をした車両は現在の税額のままとなります(現行税額)。新規検査から13年を経過した軽四輪車は重課が適用されます(重課税額)。

車両区分	年税額				
	27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両		
	現行税額	新税額	重課税額		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪以上	家用	貨物	4,000円	5,000円	6,000円
		乗用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	貨物	3,000円	3,800円	4,500円
		乗用	5,500円	6,900円	8,200円

※電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、電気併用軽自動車、被けん引車は、対象から除きます。

▶グリーン化特例の税額

排出ガスや燃費性能に応じ、27年4月1日から28年3月31日に最初の新規検査を受けた三輪と四輪以上の軽自動車(新車に限る)の税額が軽減されます。

車両区分	年税額				
	①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減		
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円		
軽四輪以上	家用	貨物	1,300円	2,500円	3,800円
		乗用	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	貨物	1,000円	1,900円	2,900円
		乗用	1,800円	3,500円	5,200円

※①電気自動車・天然ガス軽自動車(21年排出ガス10%低減) ②乗用:17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ32年度燃費基準+20%達成車、貨物用:17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ27年度燃費基準+35%達成車 ③乗用:17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ32年度燃費基準達成車、貨物用:17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ27年度燃費基準+15%達成車

3月31日まで 軽自動車などの廃車・名義変更を忘れずに

軽自動車税は、4月1日現在所有している人に課税されます。廃車、名義変更や転出をする場合は、3月31日(木)までに手続きをしてくださいます。

◎下の表の車種について

- ①原動機付自転車(125cc以下)
農耕作業車
小型特殊自動車
ミニカー
- ②軽二輪車
(125cc超~250cc以下)
- ③二輪の小型自動車(250cc超)
- ④軽自動車

車種	手続き場所	持参するもの
①	税務課 町民税係 ☎ 985-4110 ※転出の場合は 転出先の市町村	①印鑑(シャチハタ不可)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの】 ②車台番号の分かるもの(自賠責保険証書など) ③ナンバープレート(廃車、町外転出などの場合)
②	愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076	①自動車検査証(250cc超以上の場合) ②印鑑(シャチハタ不可)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの】 ③住民票(3カ月以内のもの) ④ナンバープレート(廃車、県外転出などの場合) ⑤自賠責保険証書
③	軽自動車検査協会愛媛事務所 ☎ 050-3816-3124	

固定資産価格などの縦覧

平成28年度の固定資産(土地・家屋)の価格などを縦覧できます。

縦覧により、納税者が所有する

土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額が比較でき、評価額が適正かどうかを確認できます。

▼縦覧期間 4月1日(金)~5月2日(月)

▼縦覧場所 税務課11番窓口

▼対象 縦覧を希望する固定資産の納税者、納税管理人、代理人

▼持参するもの

- ①印鑑
- ②本人確認のできるもの
- ※運転免許証など官公署発行の写
真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせください。
- ③代理の場合は所有者の委任状
- ④28年度の固定資産税納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

●税務課 資産税係

☎ 985-4111

お済みですか? 確定申告

3月の確定申告の相談日程は下表の通りです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町民税の申告をする必要はありません。

【申告した所得は】

申告によって決定された所得は、次の申請などのために必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となる大切な資料です。

- ①国民健康保険や後期高齢者医療を受けるとき
- ②児童手当を受けるとき
- ③国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ④保育所の入所申請をするとき
- ⑤奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請するとき
- ⑥公営住宅を申し込むとき
- ⑦金融機関などから融資などを受けるとき

【申告に持参するもの】

- 印鑑(シャチハタ不可)
- 税務署から申告書が送付されている人はその申告書
- 所得の計算に必要な書類(年金や給与の源泉徴収票など)
- 医療費の領収書(集計をしてきてください)
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書や領収書
- 健康保険料負担額が分かる支払証明書や領収書
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障がい者手帳など
- 還付金の受取口座が分かるもの(本人名義の預金通帳など)

●役場申告会場

日時 3月15日(火)まで ※土・日曜日は除く
9時~11時30分、13時~16時
場所 役場2階大会議室

●各地区公民館・集会所

期間	9時~11時30分	13時~16時
3/1(火)	恵久美	上高柳
2(水)	塩屋	昌農内
3(木)	南黒田	西高柳
4(金)	新立	西古泉
7(月)	本村	筒井
8(火)	宗意原	北黒田

※役場正面玄関入口は7時30分に開きます。
※混雑により午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

●松山税務署 ☎ 941-9121(自動音声案内)
税務課 町民税係 ☎ 985-4110

受講希望者を募集します 「手話通訳者」「要約筆記者」養成研修

聴覚障がいがある人のコミュニケーションを支援する「手話通訳者」「要約筆記者」養成研修の受講者を募集します。

【0手話通訳者】

▼コース

- ①基礎フォローアップ講座
- ②手話通訳Ⅰ
- ③手話通訳Ⅱ

▼研修期間

毎週木曜日(午前の部・夜間の部)

- ① 28年4月14日～29年3月2日
- ② 28年4月14日～29年2月16日
- ③ 28年4月14日～29年2月9日

▼定員

各5人程度

※松前町、伊予市、東温市、砥部町、久万高原町での合計人数

▼対象

次の全てを満たす人

- ・町内在住で、全日程受講可能な人
- ・手話奉仕員養成研修を終了し、研修修了証を持っている人

▼申し込み方法

松山社会福祉協議会聴覚総合支援室に電話してください。

▼申込先・問い合わせ

松山社会福祉協議会聴覚総合支援室 ☎9211-2143

【2要約筆記者】

要約筆記は、話し手の言葉や音その場で文字にして伝えます。手話を知らない中途失聴や難聴の人

人が情報手段の一つとして活用しています。

▼コース

- ①手書きコース
- ②パソコンコース

▼研修期間

毎週火曜日(午前の部・夜間の部)

28年4月12日～29年3月7日

▼対象

町内在住で、全日程受講可能な人

※②のコースは、パソコンの基本操作ができる人

▼定員

6人程度

※松前町、伊予市、東温市、砥部町、久万高原町での合計人数

▼申し込み方法

福祉課障がい福祉係に電話してください。

※郵送希望の場合は、希望講座名、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業、電話番号を書いて郵送してください(様式は任意)。

▼申込先・問い合わせ

〒791-3192 松前町大字筒井631番地 福祉課障がい福祉係 ☎985-4112

【2共通事項】

▼研修会場 松山社会福祉協議会センター(松山市若草町8-2)

▼締め切り 3月8日(火)

住民登録を忘れずに

引っ越しなどで住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出をしてください。住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録し、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となります。

◎届け出期間

・転入届と転居届：新しい住所地へ住み始めた日から14日以内

・転出届：引越予定日のおおむね1カ月前から受け付け

◎受付 平日8時30分～17時15分 ※届け出に伴い、他課で手続きが必要な人は早めに来庁してください。

届け出が必要なとき	届け出方法
町外へ転出するとき	まず松前町で「転出届」を出し、交付される転出証明書を持って転出先で「転入届」を出す
町内へ転入したとき	転出証明書を持参し、松前町へ「転入届」を出す
町内で異動したとき	松前町で「転居届」を出す

問 町民課住民係

☎985-4105

重度の障がいがある人へ 身体障がい者補助犬を給付します

重度障がいがある人の社会活動の参加を進めるため、身体障がい者補助犬の給付希望者を募集します。

▼給付頭数

1頭

▼犬種

盲導犬・介助犬・聴導犬

▼対象

身体障がい者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が次に該当する満18歳以上の人

・盲導犬 視覚障がい1級またはこれに準ずる程度

・介助犬 肢体不自由1～2級またはこれに準ずる程度

・聴導犬 聴覚障がい2級またはこれに準ずる程度

これに準ずる程度

※この他にも条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

▼申し込み方法

申請書などに必要事項を記入の上、窓口へ提出してください。

※その他、必要な書類についてはお問い合わせください。

お問い合わせください。

▼申込先 福祉課障がい福祉係

▼申込期間 4月上旬～5月下旬(予定)

問 県障害福祉課

☎912-2423

正しく粗大ごみを出しましょう

役場に粗大ごみ収集を申し込んだ人は、次の点に気を付けましょう。

●出す日

役場から送られてくる「粗大ごみ収集通知はがき」に記載されている収集日。

●出し方

朝7時までに、指定の排出場所へ、自分の名前を書いた粗大ごみシールをよく見える場所に貼って出してください。

※粗大ごみシールは、セロハンテープを上から貼るなど、雨の日でも

はがれないようにしてください。

●出した後

訪問したら用紙をポストに投函します。投函されていない場合は、しばらくお待ちください。

※1日かけて収集を行っています。

●その他

▽申し込んだものと違う▽粗大ごみシールがない▽指定の場所に出していない場合は収集しません。再度、申し込んでください。

問 町民課ごみ対策係

☎985-4117

国民年金の届け出を忘れずに

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければなりません。

届け出は、加入のときだけでなく、被保険者の種別が変わったときも必要です。届け出をしないと、年金額が少なくなったり受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

支払いを口座振替にしたいときは、下の持参するものに加え、預金通帳と届出印を持参してください。

問 町民課住民係

☎985-4106

松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

届け出が必要なとき	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金、共済年金加入者を除く)	・印鑑 ・学生証(学生納付特例の申請者のみ)
退職したとき (厚生年金、共済年金加入者のみ)	・印鑑 ・年金手帳 ・健康保険資格喪失証明書
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき	・印鑑 ・年金手帳 ・健康保険資格喪失証明書



みんなで受けよう 特定健診

保険課医療保険係 ☎985-4107

健康な生活は、健診で明らかになった問題を改善してこそ送ることができます。

そこで今回は、特定健診の結果により、保健師などのサポートを受けながら、6カ月間、自分に合った生活改善を行う「特定保健指導」について紹介します。

下表は、平成26年度に利用した人で、体重・腹囲が減少した人の結果です。

●体重の変化(人)

	3kg以上	1～3kg	1kg未満
男性	1	10	0
女性	4	4	1

●腹囲の変化(人)

	3cm以上	1～3cm	1cm未満
男性	3	6	2
女性	2	5	5

体重は平均2.0kg減で、最も体重が減った人は4.6kg減。腹囲は平均2.6cm減で、最もやせた人は7cm減でした。この人たちは、体重を毎日測る、歩いて行ける場所は車を使わない、食事は野菜を多くとるなど、無理をせずできることから生活を改善しました。

特定保健指導の案内が届いた皆さん、まずは6カ月間頑張ってみませんか。

特定健診・がん検診を受けよう

28年度の総合健診(特定健診・がん検診など)の申込書を、今月の広報と一緒に配布しています。この機会に受診しましょう。